

介護事故等に関する近時の裁判例3

弁護士 小原 路絵

第1 はじめに

Oike Library 48.12及び同51.33において、平成27年7月から平成30年6月までの介護事故等の裁判例を紹介した。本稿はその続きである。⑩以降の裁判例もあり、また次回以降に取り上げたい。

第2 裁判例

今回、10個の裁判例は、誤嚥3件(①③⑧)、転倒5件(②⑤⑥⑦⑨)、抜け出し1件(④)及び転落1件(⑩)に分類できる。転倒5件のうち、⑦以外の4件はトイレで発生していた。

うち、一部認容を含め認容されたものは8件で、請求棄却されたものは2件であった(④⑧)。

1 ①高松高判平成30年9月13日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成26年8月に、住宅型有料老人ホームで、体験入居中の被相続人(当時89歳)が、利用者がレクリエーションで作ったおやつ用の白玉団子を喉に詰まらせて窒息状態に陥り(誤嚥)、一時心肺停止となった。被相続人は、無酸素状態が継続したことで、遷延性意識障害となり植物人間状態となり、日常生活に全面介護を要する状態となり、平成27年5月に死亡した。

施設には、救護義務違反は認められないが、摂食状況等の確認注意義務違反による過失があると認定された。

(2) 認容額等

原告である被相続人の子どもら3人が、各1361万8751円の治療費・後遺障害慰謝料・相続人固有の慰謝料等を請求し、本人の後遺障害慰謝料1800万円・相続人らの固有の慰謝料各100万円を含む各816万8751円が認容された(死亡慰謝料や逸失利益は請求されていない)。

被相続人が団子3個を一度につまみ食いした点と、ケアマネージャーの情報提供について過失相殺が主張されたが、否定された。

2 ②熊本地判平成30年10月17日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成25年5月に、病院の老年期疾患病棟に入院していた男性(当時89歳)が、病棟内のデイルームから一人で車椅子を操作して最寄りのトイレに行き、トイレの個室で転倒して壁に前額部を打ち付け、頸髄損傷による両上肢機能全廃及び両下肢機能全廃の後遺障害が残った。

業務詳細通りの看護体制ではなかったが、転倒の危険が高いと評価され、動向に十分注意して見守る義務を負っていたところ、これに反した過失があると認定された。

(2) 認容額等

本人の損害として3566万9448円と、その孫(本人と養子縁組)の固有の慰謝料330万円の請求に対し、本人の後遺障害慰謝料2000万円と相続人固有の慰謝料200万円を含む合計2779万3642円が認容された。

本人が施設からトイレに行く際は声がけするように言われていたのにこれを行わなかったという点をとらえて過失相殺の主張がなされたが、事理弁識能力がなかったとして、否定された。

3 ③福岡高判平成31年1月22日(LLI/DB判例秘書)

(Oike Library 51.34の④熊本地判平成30年2月19日の控訴審)

(1) 過失の判断等

平成26年11月に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入居していた女性(昭和9年生まれ)が、夕食中に誤嚥し、救急搬送中に心拍停止に陥り、その後蘇生するも、低酸素脳症となった。女性は、認知症に伴うパーキンソン病や右上下肢運動機能低下等で食事の全介助を受けていたところ、職員の不適切介助によって誤嚥が発生し、入所契約上の義務に違反したとして、相当因果関係も認めた。

(2) 認容額等

原審は、約3226万円の請求のうち、慰謝料1200万円を含む合計約1960万円を認容した。

本判決(控訴審)は、原審の入院費用及び入院雑費を補正し、事故がなくても、女性が罹患していた大脳皮質基底核変性症により将来的に寝たきり状態が発生するとは認定できないという判断を補足して、1677万2754円を認容した。

女性が食事を継続する意思を示したとしても、食事介助を継続するかどうかは介護従事者の判断であるとして、過失相殺を否定した。

また、原審と同様、施設の雇用事情で介護契約上の義務は軽減されないとした。

4 ④名古屋地判平成31年2月22日(LLI/DB判例秘

書)

(1) 過失の判断等

平成25年3月に、障害者支援施設に入所していた男性(年齢不明)が、施設1階で職員対応のもと、他の入所者と運動中に建物の外に出て(抜け出し)、約1キロメートル離れたショッピングセンターに行き、同センター内の飲食店のドーナツを無断で食べ、喉に詰まらせ、救急車で搬送されたが、窒息による低酸素脳症で死亡した。

裁判所は、施設の扉を職員か出入り業者が開けたか明らかではなく、職員が扉から外に出ることに気付かなかった点に安全配慮義務違反ないし注意義務違反はないとした。

(2) 認容額等

7253万1392円を請求したが、請求棄却。

5 ⑤津地判平成31年3月14日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成25年12月に、特別養護老人ホームに入所中の女性(享年92歳)が、職員に誘導され、居室内の個室トイレの便座に着座したところ、備え付けてあるはずの下用タオルがなかったため、着座状態で、ドアを開けたままタオルを取りに倉庫に移動したところ、女性が居室内で転倒し、右頭部に急性硬膜下血腫の傷害を負った。トイレ内には便で汚れた衣類があり、また、他の職員で見守りや声がけをする者はいなかった。女性は、本件事故により入院し、翌年3月に死亡した。

担当職員には、女性が突発的に立ち上がろうとしてバランスを崩して転倒する事故発生の予見可能性があり、不安定な姿勢で便座に座っている女性から離れた注意義務違反を認めた。

(2) 認容額等

相続人4人の請求額を全額認め、死亡慰謝料2000万円を含む2428万円(一人あたり607万1353円)を認容した。

認知症等の身体症状や死亡に至る経過に照らし主張された訴因減額は否定された。

6 ⑥大津地判平成31年4月23日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成28年11月に、介護付有料老人ホームに入所していた女性(事故当時91歳)に、職員が横座りの方法でトイレ介助したところ、そのまま左方向に傾いてトイレから滑落し、車椅子正面に顔面左側をぶつけ、床に強く打ち付ける態様で転倒し、顔面挫創等の傷害を負い、平成29年2月に死亡した。

正規のトイレの用法どおりに正面向きに座らせて、横や前方に手すりを設置していれば事故が防げたとして債務不履行責任を認めた。

(2) 認容額等

相続人3人の請求額を全額認め、死亡慰謝料2200万円を含む2520万8569円(一人あたり840万2856円)が認容された(逸失利益は請求されていない)。

7 ⑦京都地判令和元年5月31日(判例タイムズ1484.227)

(1) 過失の判断等

平成27年10月26日に、介護老人保健施設に入所中の男性(当時82歳)が、食堂でおやつの上に窓の外を見た後、食堂を通過して、サービスステーション前のソファに座ろうとして、膝から崩れ、膝を床について前かがみに転倒し、左頬を打った(第1転倒)。同年11月8日に、職員が男性が歩行しているところを確認し、10分間動向を確認していなかったところ、音がして上記ソファ付近を見に行くと、男性が左側臥位で転倒していた(第2転倒)。同月13日に、職員が男性が牛乳パックを飲みながら歩行しているところを確認し、他の作業に戻ったところ、ドゴンという音を聞いて、確認すると、男性が、サービスステーションから約1mの地点で仰向けに転倒していた(第3転倒)。男性は翌日に両側前頭葉脳挫傷により死亡した。

不法行為責任は否定し、第1転倒について職員の注意義務を否定し、第2転倒について動向注視等義務違反、第3転倒について付添義務違反を肯定した(安全配慮義務違反による債務不履行責任)。

第2事故による重篤な傷害が発生した事実を隠蔽し、報告を怠ったという主張もなされたが、認められなかった。

(2) 認容額等

相続人2人の各2290万9049円の請求に対し、慰謝料2300万円及び逸失利益138万7810円(年金からの生活費控除率60%)を含む2817万7241円(一人あたり1408万8620円)の請求が認容された。

8 ⑧東京地裁立川支部判決令和元年9月9日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成25年10月に、特別養護老人ホームに入所中の男性(当時84歳)が、夕食中に意識を失い、同日夜に死亡した。

裁判所は、食事状況は誤嚥しにくく、誤嚥による窒息死の特徴が認められないことから、医師の意見

書等により、心筋梗塞の可能性も完全に否定できないとした。

(2) 認容額等

男性の固有の慰謝料625万円を請求したが、請求棄却。

9 ⑨東京地判令和元年11月14日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成26年12月に、介護老人保健施設に入所中の女性(大正6年生まれ)が、施設内トイレで、職員から下着の脱衣の介助を受け、便座に着座したところ、職員が他の入所者の動向を見るため、その場を離れたところ、トイレのドアにもたれて床に座るように転倒し、左大腿骨頸部骨折の傷害を負った。女性は、平成29年に本訴を提起したが、平成30年に死亡した。

トイレ内の転倒を予見し得たとして、施設の使用者責任と債務不履行責任を認めた。

また、原告らが施設の規模や人員、施設において想定されるリスクを十分理解し、その対価の範囲でなしうる介護を施設に委ねており、施設や職員にも限界があるとして過失を否定したが、入所に当たり十分説明を受けていたとしても、予見可能性と回避可能性のある事故について責任を免れないとした。

(2) 認容額等

子3人の各993万4500円の請求に対し、後遺障害慰謝料500万円を含んだ607万4700円(一人あたり202万4900円)が認容された。固有の慰謝料については否定された。

10 ⑩東京地判令和2年6月24日(LLI/DB判例秘書)

(1) 過失の判断等

平成28年9月に、特別養護老人ホームに入所中の女性(当時94歳)が、自室内で脳挫傷・頭蓋骨骨折等の傷害を負い、平成29年4月に死亡した。

裁判所は、女性が、ベッドから転落して床面に衝突したと認定して、職員が転落防止の措置を講ずる義務に反したとして個人の不法行為責任と、施設法人の使用者責任(不法行為責任)を認めた。職員が故意に傷害行為に及んだという虐待の主張は認められなかった。また、施設の看護師が医師の診察や病院への搬送をしなかったため治療が長期化したとの主張も認めなかった。

(2) 認容額等

子が436万5580円を請求し(死亡慰謝料や逸失利益は請求されていない)、傷害慰謝料165万円及び後遺障害慰謝料30万円を含む238万5580円が認容され

た。

第3 検討

施設側の義務違反が認定される場合に、利用者や家族側の過失相殺がなされるかは、損害額の認定に大きな問題となる。前回、前々回取り上げた裁判例では、過失相殺が認容された裁判例もあったが、今回取り上げた裁判例では、請求が認容された8件のうち3件(①②③)で過失相殺の主張はなされていたが、認められていない。なお、⑤の裁判例では、過失相殺ではなく、認知症等について素因減額の主張がなされたが、認められていない。

また、③⑨の裁判例で、施設側は、介護現場の実情を踏まえた義務違反の有無の判断を主張したが、③では原審同様に、サービス提供の実践における技術水準に照らして必要な注意義務を要求されるとして、仮に、事業者が介護に関する知識・経験が不足し未熟な職員を雇用せざるを得ない社会的事実があるとしても、これによって義務が軽減されることはないとされた。⑨では、リハビリ施設であり、原則として身体拘束は行わず、転倒・転落による事故の可能性があることなどを書面で説明しており、上記のような主張がなされたが、施設の責任否定とはならなかった。なお、日本老年医学会から2021年6月に「介護施設内での転倒に関するステートメント」¹が発表されており、ステートメント1では、転倒リスクの高い入所者については、どれだけ予防を講じて、転倒が生じることがあり、転倒が全て施設の過失ではなく、入所時にこの点の事実認識の共有が必要とされている。

1 https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/info/important_info/20210611_01.html